

3年以内の見直し検討チーム（第1回）

議事概要について

1. 会議の概要

日 時：平成26年9月19日（金）13：30～14：00

場 所：中央合同庁舎第4号館2階 第3特別会議室

出席者：小里原子力防災担当副大臣（座長）、福山原子力防災担当大臣政務官（座長代理）、藤山内閣官房危機管理審議官、黒田内閣審議官（内閣官房副長官補室（内政））、中井内閣審議官（内閣官房原子力規制組織等改革推進室長）、幸田内閣府官房長、日原内閣府政策統括官（防災担当）、平井内閣府原子力災害対策担当室長/原子力規制庁放射線防護対策部長、森本環境省官房長、清水原子力規制庁次長、高橋資源エネルギー庁次長

2. 議事概要

（1）座長及び座長代理挨拶（内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官）

○小里副大臣 9月12日の原子力防災会議において、安倍総理から原子力防災体制についてより一層の充実・強化を図っていくようにとの指示を頂いた。

3年以内の見直しについて、原子力規制委員会設置法附則において来年の9月までに原子力安全に関する行政組織についての見直しを行う旨が規定されている。

本チームにおいては原子力防災体制の充実・強化を中心にして早急に検討を進めたい。

望月大臣からもスピード感を持って取り組むようにという指示を頂いている。この度、内閣府に新たに政策統括官を置いてその下に専従体制として、一層の増強・強化を図っていくことを中心にしながら検討を進めるように先般指示をしたところ。今日はその新たな提案があるかと思う。

○福山大臣政務官 3年以内の見直しにあたっては福島原子力発電所事故の教訓をしっかりと踏まえ、これをいかしていくことが重要。あのような事故は二度と起こさないという気持ちを持って議論を進めていただきたい。

(2) 意見交換

- 内閣府の原子力防災に係る局長級の政策統括官を置き、かつその下に専任の職員を置いて体制を作るということであり、これまでに比べ格段の強化がされるものと理解している。内閣府を中心に各省一体となり対応できる原子力防災のシステムをつくるということであり、大いに賛成であり、サポートしていきたい。
- 規制庁は新しい体制の下では、オンサイトの対応、オフサイトにおける技術的・専門的な判断に係る事項を担当することになる。
- 原子力災害対策担当室もしっかり対応すべき。
- こういった原子力災害専門の部署について、その位置づけが整理され、かつ、体制が整備されるということは初動を担当する事態室との関係では非常に意義深い。
- 大規模な複合災害となると関係役所間の連携が当然問題になってくるので、こういった点について引き続き検討が必要。
- 原子力防災体制の内閣府における充実・強化というものを実現していくためには例えば防衛省、警察庁等の実動省庁や、国交省、厚労省、文科省、農水省等、オフサイトの防災計画等に関係する省庁の協力が必要。これらの関係省庁が、本日の方針を共有し、新設される部局との人的交流を図ることが必要。政府を挙げてこの組織作りに取り組んでいきたい。このため、原子力防災会議の連絡会議の場も適宜使い、関係省庁と意思疎通を図りながら、職員の派遣を含め様々な連絡体制を作っていく。
- 自然災害と原子力災害の複合災害への対応が大きな課題、関係者の中で緊密に連携を取り、しっかりとオペレーションを考えていきたい。その意味で、事務局の場所を内閣府に置くということは歓迎したい。
- 環境省は、三条委員会たる規制委員会をしっかりと支えていくことによって原子力防災に備えていくことになる。また、環境大臣が原子力防災担当大臣を兼務しているということもあり、この連携体制をしっかりと整えていく役割がある。それから、環境大臣の原子力防災会議事務局長としての役割も支えていく必要があり、環境省も内閣府の原子力防災部門としっかり連携して取り組むべき。
- 現在、環境省においては除染、放射線障害防止等の原子力災害が起きた後の事故対応の取組が行われている。この取組と原子力防災体制の整備にも関連があり、環境省の役割は大きい。
- 原子力の利用の立場からも原子力防災の充実は大変重要。現在鹿児島県及び薩摩川内市に経済産業省の職員が内閣府併任の職員として5名派遣されて

いる。原子力防災の充実に向けて引き続き対応していきたい。

○今の意見も踏まえて原子力防災体制の充実・強化（案）については、座長一任としたい。

（「異議なし」と声あり。）

以上